

社労士成年後見センター東京

らいさ つうしん



マスコットキャラクター「らいさ。」
「らいさ。」とは、「生き甲斐（ライフ）」と
「支援（サポート）」から命名しました。

2026 No.38

春

CONTENTS

- 令和7年度公開講座に参加して
- ブロック支部だより
- 成年後見制度のこれから にて講演
- 指導監督委員会からのお知らせ
- センターからのお知らせ
- 広報部会からのお知らせ
- 編集後記

一般社団法人 社労士成年後見センター東京 <https://www.koukensr.or.jp>
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F
TEL: 03-5289-8863 (平日 10:00~16:00 ※土日・祝日を除く)



令和7年度公開講座 「仕事と介護の両立と成年後見制度」に参加して

城西ブロック支部 杉並地区長 野村 紀子

令和7年度の当センター会員向け公開講座を令和8年3月10日（火）に東京都社労士会研修室にて開催し、NPO法人となりのかいご代表理事 川内潤氏に登壇いただきました。講演内容は「仕事と介護の両立と成年後見制度」。参加者は当センター会員のみならず、会員でない東京都社労士会の所属者も多数参加され、当テーマへの関心の高さが伺えました。参加者の方のご感想をお伝えいたします。

令和8年3月10日に開催された令和7年度公開講座に参加いたしました。

今回の講師を務めていらっしゃる川内先生のお話を、以前にオンラインで聞いたことがあり、その時私はたいへんなショックを受けました。というのも先生は、「会社の休業や休暇制度、テレワーク制度などが、かえって離職の引き金になりかねない」と言われたのです。



講師 川内 潤氏
(NPO法人となりの
かいご代表理事)

私は、地元の地域包括支援センターなどで「介護と仕事の両立」をテーマに話をすることがありますが、その中では、「法律でこのような制度が決まっています。ですから、会社の制度を上手に利用

して両立しましょう」という説明をしていました。そして、私達社労士の役割は、両立のための会社の制度をきちんと整えること、それが、介護離職を防ぐことにつながるのだと信じていました。ところが川内先生は、それとまったく反対のことを言われたのですから。

そんな時に、川内先生のお話を直接聞く機会を得て、この公開講座をたいへん楽しみにしていました。

当日のお話でも、「会社の制度を詳しく知った従業員は、これだけ休めるとわかって直接介護を始め、それが離職につながる」というお話がありました。制度の周知と情報提供が必要だと言われているのにもかかわらず、です。

でも、お話を良く聞くと、問題は、制度にある訳ではないことがわかりました。ポイントは、「直接介護」という言葉でした。先生



は、家族の役割は、「直接介護ではなく、マネジメントに徹すること」だと言われました。家族として、「介護」とは何をすることなのか？ けっして自分自身が直接の世話をすることではない。この「家族介護のマインドセットが必要不可欠」で「この意識にアプローチしない限り、介護離職はなくなる」とのことでした。

私が、これまで「介護と仕事の両立」の話をしながら、いつも心の中でもやもやとしていたことが、ストーンとわかったような気がしました。今後また「介護と仕事の両立」の話をする機会があれば、まずは、「家族介護」



は、「直接介護することではなくてマネジメント」だという点を、しっかりと伝えていきたいと思います。

ブロック支部活動だより ～支部の活動をご紹介します～

当センターでは、地域に密着した活動ができるよう東京都社会保険労務士会の統括支部と同じ都内9か所（千代田、中央、城西、臨海、山手、城北、城東、武蔵野、多摩）にブロック支部を設置しています。

中央ブロック支部活動報告

中央ブロック支部 樋口智佳子

令和8年2月27日（金）に中央区社会福祉協議会にて、社労士成年後見センター東京熊谷祐子先生が講師を務め、「年金制度・手続きの理解」と題した研修が開催されました。この研修は、区民後見人の基礎講習を修了した後見活動メンバーに向けたフォローアップ研修とのことでした。

熊谷先生の実体験を踏まえ、成年後見がい



かに大切な制度かということが冒頭に語られ、参加者のみなさんも熱心に耳を傾けていらっしゃいました。

年金の基礎知識や年金が貴重な収入源になるということが

説明され、本題の成年後見人に就任したらどのような年金関連の手続きがあるのか、と講義が続きました。現状把握のポイントやどのような書類を確認するのか、提出書類の見本、似たような書類があるので「成年後見人用」と記載されているものを使用する、など具体的な内容で、参加者には参考になったのではないかと思います。

質疑応答では、年金の手続きに関することはもとより、熊谷先生の介護の体験にも質問が及び、より具体的で実態に即した情報が求められていると感じました。

社会保険労務士だからこそ伝えられる情報を、今後も多く発信していきたいと思います。

城北ブロック支部活動報告

豊島地区長 高伊 茂

豊島区民社会福祉協議会様より「としま区民後見人養成講習基礎講座」での講師依頼を



受け、2026年1月16日に「公的医療保険制度・年金保険制度」の講義を担当してまいりました。

前回まで「医療保険・年金」の科目については職員の方がなさっていたとのこと。わたしが住所地の市民後見人養成講座で同内容の講師を務めたことをお伝えし、その際のレジュメをご覧ください等かねてより次回開催時にはぜひ講師として声をかけてほしいと依頼したところ、今年の養成講習にて実現の運びとなりました。

単なる制度の説明だけでなく「国保のしおり」および「後期高齢者医療制度のしくみ」も配布していただきました。また、区役所の担当窓口および池袋年金事務所の案内をする



とともに被後見人の属性把握のためにはエンディングノートを活用するとよいこともお話ししました。

以前に受講された方の参加もあり感想をお聴きしたところ、「とてもわかりやすかった。楽しかった」との好評をいただきました。

成年後見制度の“これから” ～制度改正を前にいま改めて考える～ にて講演

中央ブロック支部 山本 奈央



去る令和8年2月15日、練馬・Coconeriにおいて、一般社団法人年金トータルサポート・コスモ様主催の「成年後見制度の“これから”～制度改正を前にいま改めて考える～」と題した講演会が開催され、当センター副理事長の河内よしい氏が第2部に登壇されました。参加者53名のうち8割超が社労士でしたが、他士業、市民、区議会議員の参加もありました。

第1部では弁護士の野口敏彦氏が、成年後見制度の現状と課題や現在検討されている制度改正の方向性を解説し、従来の「代行決定」中心の仕組みから本人の意思を尊重した「意思決定支援」へと転換していく流れにも触れ、後見実務に携わる専門職の役割の変化について理解を深めました。

続く第2部では、河内副理事長が自身の成年後見活動の実際について、年金調査や生活

支援の事例を交えて報告しました。本人の生活を支えるためには福祉・医療関係者や地域との連携が不可欠であり、社労士が権利擁護の担い手として果たす役割の広がりが見られました。

両講義ともに「後見人として徹底的に本人の希望を汲み取り行動する」「地域で、多職種で支える」という姿勢の重要性を改めて実感するものでした。制度の枠組みが変わっても、判断能力に困難がある人の権利を守るといふ本質は変わらず、社労士として心に刻んでおきたい内容でした。



弁護士 野口敏彦氏



社労士成年後見センター東京
副理事長
特定社会保険労務士
河内よしい氏



指導監督委員会からのお知らせ

日頃より指導監督委員会の活動にご協力をいただき、ありがとうございます。

指導監督委員会では、会員の皆さまから提出いただいた報告書を毎月審査しています。報告書の様式や、添付書類、提出期限等は、センター東京のホームページにて案内していますので報告の都度確認し、遅れ、漏れがないようお願いいたします。

裁判所への報告期間より短いサイクルで報告をお願いしていますが、これは後見活動上生じ得るリスクを早期に発見することにより、被後見人等の権利擁護に資すること、ひいては、社会保険労務士の信頼性を高めることにもつながりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

センターからのお知らせ

○センター入会を是非お勧めください

センターでは、社労士の成年後見活動を推進し、その基盤を的確なものとするため継続して会員の増加、組織体制の強化を図っています。

成年後見人養成研修を受講済みでセンターには未入会の方や、社労士の行う成年後見活動についてご理解、協賛いただける方にセンターへの入会をお勧めくださいますようお願いいたします。

ご入会は随時可能となっております。手続詳細については成年後見センター事務局へご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、入会用申込書は、センター会員サイトにログインできる会員は「諸規程・諸様式」ページの「諸様式」からダウンロードできますので、入会希望者にお渡しいただくことも可能です。

○後見人等候補者推薦状を発行しています

当センターでは、各区市町村、地域包括支援センター、権利擁護センター等より成年後見人等の紹介・推薦依頼申込みがありました際に、後見人等候補者として推薦された会員の推薦状を発行しています。

推薦状は、当センター理事長名で発出しており、後見等開始の審判申立書に添付していただくことができます。なお、候補者として推薦されたときに都度発行するものとしており、その他の用途としての利用はできません。

推薦状は、各ブロック支部長を経由、または依頼先ご担当者に直接送付することが可能です。詳細につきましては事務局にご確認ください。

広報部会からのお知らせ

当センターの広報部会は普及促進委員会の中の部会の位置づけでセンター会員の中から選任、委嘱された委員6名と東京都社会保険労務士会の協力を得て活動しています。

広報部会では、センター機関紙「らいさつうしん」の発行（年4回）、センター会員向けのメールマガジン配信（月1回）、地域まつり等で配布するグッズ企画制作、ホームページを活用した広報等を行っています。「らいさつうしん」は家庭裁判所、行政担当部局、社会福祉協議会への定期送付のほか、各地域包括支援センターへも個別にお届けまたは郵送してご覧いただいています。引き続き有益な情報をお届けできるよう活動してまいりますのでご支援・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

編集後記

おひとり様等の身寄りのない高齢者の方々への支援として、金銭管理・施設への入所手続き・病院への入退院手続きに加え、葬儀・納骨・遺品整理などの死後事務について支援するための国の新制度として、社会福祉法改正の閣議決定が行われ、方針が示されました。単身世帯の増加に伴い、地域包括ケアの深化を目的としています。

死後事務を例に挙げると、医療保険等の資格喪失手続き、遺族給付、未支給年金など、社労士の独占業務に関わる業務範囲にも関わるため、後見活動とともにその周辺の対応についても積極的かつ柔軟に関与していく必要があります。

社労士成年後見センター東京としても、会員増強と各地域における柔軟な取り組みを進めていきたいと思っております。（熊谷 祐子）

編集人 甲 康枝、河内 よしい、齋藤 恵美子、熊谷 祐子、齊藤 広幸、樋口 智佳子、平尾 啓泰、山口 茂